

「歴史的課題への挑戦と未来への躍進」の
実現に向けた提案・要望

<針路別提案・要望>

針路8 支え合い魅力あふれる地域社会の構築

文化芸術の振興

1 文化財保護行政の推進と文化財の適切な保存活用への支援



要望先：文部科学省、文化庁
県担当課：文化財・博物館課

◆提案・要望

国宝・重要文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物及び埋蔵文化財等の確実な保存継承と多様な活用を図るため、保存修理、整備、管理及び調査等の事業に対する必要な財源を確保すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 国宝・重要文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物及び埋蔵文化財等の保存、整備及び調査等については、文化財の所有者や管理団体などが国庫補助を受けながら事業を実施しているところである。
- ・ 文化財の保存、整備は複数年に及ぶことから計画的に実施する必要があるが、昨今、国庫補助を要望しても補助金が要望どおり交付されないため、文化財の所有者や管理団体などが事業に必要な支援を十分に受けられず、事業計画の見直しをせざるを得ない状況が生じており、結果として文化財の適切な保存・活用に支障が生じている。
- ・ 例えば、国や県が実施する公共事業に伴い本県が実施する「県内遺跡発掘調査等事業」は、国庫補助を受け実施しているが、令和5年度計画額8,801千円に対して当初交付額は6,667千円（75.75%）、令和6年度計画額8,968千円に対して当初交付額は5,243千円（58.46%）、令和7年度計画額21,491千円に対して当初交付額は13,967千円（64.99%）となっており、その結果、事業計画の見直しを行っている。
- ・ 計画額に対する当初交付額の割合（以下交付率）は文化財の種類等によって異なるが、「県内遺跡発掘調査等事業」等、埋蔵文化財の発掘調査等に関するものは特に交付率が低い傾向にある。

◆参考

○国庫補助金（埋蔵文化財の発掘調査等に関するものを含む）の計画額と当初交付額
（件数：件、額：千円）

年度	計画 件数	計画額 (a)	当初交付 件数	当初交付額 (b)	交付率 (b/a)
R 3	74	750,822	70	666,230	88.7%
R 4	74	812,086	71	674,346	83.0%
R 5	69	683,423	69	507,833	74.3%
R 6	71	880,008	70	791,417	89.9%
R 7	76	947,578	74	865,231	91.3%

■デジタル技術を活用した県民の利便性の向上

1 超高速ブロードバンドサービスの地域間格差の解消【一部新規】



要望先 : 総務省

県担当課: 情報システム戦略課

◆提案・要望

- (1) 誰もが必要なデジタルサービスを円滑に活用できる超高速ブロードバンド基盤の整備について、自治体に新たな財政負担を求めることがないように、5G環境への移行を含め民間事業者が整備できるユニバーサルサービス制度を拡充するなど、自治体等の意見を取り入れながら国が責任をもって講ずること。
- (2) 5Gは大容量・高速通信が可能なネットワークで、災害時でも通信障害が発生しにくいなどの特性があり、今後のデジタル社会の基盤として不可欠であることから、携帯電話不感地帯の解消及び超高速ブロードバンド未整備地域への整備を進める際には、原則5G基地局を設置すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 現在、光ファイバの世帯カバー率は、全国平均で 99.84%と利用環境の整備が図られているが、本県の条件不利（不採算）地域等においては、超高速ブロードバンド基盤が未整備の地域が存在している。地理的な情報通信格差を是正するため、中山間部などの条件不利地域での整備を促進する必要がある。
- ・ 5G環境の整備は、現在、人口密集地が中心となっており、それ以外の地域では進んでいない。5G環境の有無による情報通信格差を生じさせることのないよう、携帯電話不感地帯など条件不利地域を含めて広範囲の整備を促進する必要がある。

■多様な主体による地域社会づくり

1 重層的支援体制整備事業の推進【一部新規】



要望先：厚生労働省

県担当課：地域包括ケア課

◆提案・要望

重層的支援体制整備事業については、都道府県や市町村の財政状況を勘案し、将来的な財政負担を軽減できるよう国の補助率を引き上げるなど必要かつ恒久的な財政措置を行うとともに、市町村が地域の実情に合わせた創意工夫ある取組を十分に実施することができるよう、人口区分に応じて定められた多機関協働事業等の基本額を拡充すること。

◆本県の現状・課題等

- ・平成30年4月施行の改正社会福祉法により、市町村は包括的な支援体制づくりに努めることとされた。
- ・その具体的な手段として、重層的支援体制整備事業が令和3年4月施行の改正社会福祉法により創設された。
- ・当該事業は市町村の任意事業ではあるが、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するための有効な手段として、徐々に実施する市町村が増加し、本県でも令和6年度には11市町が取り組んでいる。
- ・しかしながら、当該事業のうち、「多機関協働事業等」の財源については、重層的支援体制整備事業交付金交付要綱において、国1/2：都道府県1/4：市町村1/4と規定されており、県においては実施市町村数が毎年度増加していることから、財政負担が上昇する一方である。
- ・今後の実施予定市町村数も37市町に上っており、将来的にも大きな財政負担が予想されている。
- ・また、市町村においても事業が進捗するなどにより、交付金所要額が増加する傾向にあるため、市町村が当該事業により、包括的な支援体制づくりを引き続き実施できるよう、国による更なる財政措置が不可欠な状況となっている。
- ・加えて、人口規模の大きな市では、交付要綱において人口区分に応じて定められている多機関協働事業等の基本額が制約となり、基本額を超えた分の事業費が補助対象とならないなど、十分な体制を整備できないとの声が寄せられている。
- ・したがって、国においては必要な財政措置に加え、市の規模に応じて基本額を引き上げるなど、柔軟な制度設計が求められている。

◆参考

○重層的支援体制整備事業の実施市町村（※令和7年度及び令和8年度以降は予定）

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度以降
7市町村	8市町村	11市町村	14市町村	37市町村